

令和8年10月30日

お客様各位

信用組合広島商銀

休眠預金等の活用に関する法律に基づくカードローン契約終了のお知らせ

平素より、信用組合広島商銀へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、「休眠預金等の活用に関する法律」に基づき、長期間にわたり取引のない預金口座（以下、「休眠預金」といいます。）について、毎年所定の日に預金保険機構へ移管させていただいております。

このたび、休眠預金として移管対象となった預金口座を返済用口座として指定している下記の対象カードローンにつきましては、契約を終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、契約終了後、再度カードローンのご利用をご希望の場合は、新規のお申し込みが必要となります。

本件についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

1. 対象カードローン

令和元年以降に休眠預金として移管された口座を返済用口座として指定しているカードローン契約のうち、移管時点における貸越残高が0円のもの。

2. 契約終了日

令和8年10月29日

以 上

■お問い合わせ先

信用組合広島商銀 業務部

電話：082-244-3152（受付時間：平日9：00～17：00）